

第97期定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年3月24日(木曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)

開催場所 静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号
当社本社会議室

郵送およびインターネット等による行使期限
2022年3月23日(水曜日)午後5時まで

【ご来場自粛検討のお願い】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り、本株主総会につきましては、事前に書面(郵送)またはインターネット等により議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場におきましては、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【お土産の取り止めについて】

昨年より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

■ 第97期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
● 第1号議案 定款一部変更の件	
● 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件	
● 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
〔提供書面〕	
■ 事業報告	14
■ 連結計算書類	36
■ 計算書類	39
■ 監査報告書	42

(証券コード 7718)

2022年3月9日

株 主 各 位

静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号

スター精密株式会社

取締役社長 佐藤 衛

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り、本株主総会につきましては事前に書面(郵送)またはインターネット等により議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4、5頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年3月23日(水曜日)午後5時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月24日(木曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)

2. 場 所 静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号 当社本社会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第97期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第97期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.star-m.jp/>)に掲載しておりますので、本総会招集ご通知の提供書面には記載していません。
 - ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要に関する事項」
 - ・ 連結計算書類の「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「個別注記表」なお、本招集ご通知の提供書面は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.star-m.jp/>)に修正後の事項を掲載させていただきます。

■ 剰余金の配当に関するお知らせ

当社は、会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨の定款規定を設けております。

この定款規定に基づき、2022年2月22日開催の当社取締役会におきまして、第97期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の期末配当金のお支払いにつき、次のとおり決議しておりますので、お知らせいたします。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. 期末配当金 | 1株につき金29円(中間配当を含め58円) |
| 2. 効力発生日および支払開始日 | 2022年2月28日(月曜日) |

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を広く取ることから、ご用意できる座席数に限りがございます。株主様の安全が確保できないと判断したときには、ご入場を制限させていただく場合がございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 会場受付前の検温および会場内のアルコール消毒液使用等、新型コロナウイルス感染拡大防止措置にご協力いただきたくお願い申し上げます。なお、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 体調不良とお見受けした方には、ご入場をお控えいただくことがありますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。特にご高齢の方、妊娠している方、基礎疾患がある方、体調がすぐれない方は、感染リスクを避け、本年はご来場を見合わせていただきたくお願い申し上げます。
- 昨年より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.star-m.jp/>)に変更後の事項を掲載させていただきますのでご確認くださいませようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

議決権行使は、次の3つの方法によりご行使いただくことができます。



1

書面(郵送)で議決権を行使する場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2022年3月23日(水曜日)午後5時到着分まで



2

インターネット等で議決権を行使する場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年3月23日(水曜日)午後5時入力完了分まで



3

株主総会に出席する場合

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時 2022年3月24日(木曜日)午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
 ○○○○○○ 御中
 株主総会日 議決権の数
 XXXX年XX月XX日
 XXXX年XX月XX日

議案日現在のご所有株式数	XX株
議決権の数	XX股

1. _____
 2. _____

同封返向 ログイン用QRコード
 見本 ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
 郵便番号 XXXXX

○○○○○○○

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号および第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

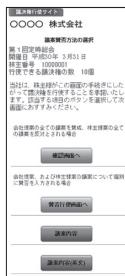
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



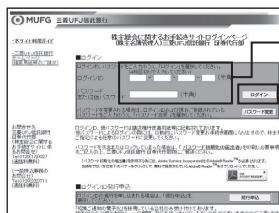
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力をクリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード（確認用）」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第14条(条文省略)	第12条～第14条(現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削 除)
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第16条～第17条(条文省略)</p> <p>附 則 第 1 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第16条～第17条(現行どおり)</p> <p>附 則 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第 2 条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則第2条は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の選定にあたりましては、指名・報酬委員会(委員の過半数は独立社外取締役)の審議を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案については、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> さとう はじめ 佐藤 肇 (1951年12月23日生)	1975年4月 当社入社 1992年3月 当社社長室長 1993年10月 当社総務部長 1995年5月 当社取締役 1995年6月 当社情報システム部長 1996年8月 当社人事部長 1999年5月 当社経理部長 1999年9月 当社管理本部長 2000年5月 当社電子機器事業本部長 2002年5月 当社常務取締役 2006年5月 当社専務取締役 2009年5月 当社代表取締役 取締役社長 2017年3月 当社代表取締役 取締役会長(現任)	124,600株
	【取締役候補者とした理由】 佐藤 肇氏は、長年にわたる当社での経営者としての豊富な経験を有しており、2009年5月より取締役社長として経営に関する高い知見と実績に基づく強いリーダーシップと決断力を発揮してきました。2017年3月からは取締役会長として、当社グループの経営全般および取締役会の運営に尽力するなどその職責を適切に果たしていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> さとう まもる 佐藤 衛 (1960年1月5日生)	1984年7月 当社入社 2004年6月 当社特機事業部営業部長 2008年5月 当社取締役 当社特機事業部次長 2009年3月 当社特機事業部長 2012年3月 当社執行役員 当社管理本部副本部長 2012年5月 当社管理本部長 2014年5月 当社常務取締役 2017年3月 当社代表取締役 取締役社長(現任)	82,300株
【取締役候補者とした理由】 佐藤 衛氏は、特機事業部および本社部門での業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、常務取締役として両部門の経営に携わるなど、経営に関する見識を有しております。また、2017年3月からは取締役社長として、海外経験等で培ったグローバルな見識に基づき当社グループの経営全般を牽引していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> ささい やす なお 笹井 康直 (1960年4月19日生)	1983年4月 当社入社 2011年6月 当社機械事業部営業部長 2014年3月 当社機械事業部開発部長 2015年3月 当社執行役員 当社機械事業部副事業部長 2017年3月 当社機械事業部長 2019年7月 当社上席執行役員 2020年1月 当社機械事業部事業企画部長 2020年3月 当社常務取締役(現任)	14,200株
【取締役候補者とした理由】 笹井康直氏は、長年にわたる機械事業部での業務執行を通じた豊富な経験と実績を有し、機械事業部長としてリーダーシップを発揮し同事業の収益拡大に貢献してきました。2020年3月からは常務取締役として、機械事業部および特機事業部の両部門の経営に携わるなど、経営に関する見識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> いわ さき せい ご 岩 崎 清 悟 (1946年10月8日生)	1996年3月 静岡瓦斯(株)(現 静岡ガス(株))取締役 2000年3月 同社常務取締役 2001年3月 同社専務取締役 2006年3月 同社代表取締役 取締役社長 2011年1月 同社代表取締役 取締役会長 2014年5月 当社社外取締役(現任) 2015年6月 (株)村上開明堂 社外取締役(現任) 2018年1月 静岡ガス(株) 取締役 特別顧問 2018年6月 東芝機械(株)(現 芝浦機械(株))社外取締役(現任) 2020年3月 静岡ガス(株) 特別顧問(現任) [重要な兼職の状況] 静岡ガス(株) 特別顧問 (株)村上開明堂 社外取締役 芝浦機械(株) 社外取締役	10,800株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待する役割】</p> <p>岩崎清悟氏は、長年にわたり静岡ガス(株)の代表取締役を務められるなど、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、それらを当社の取締役会の適切な意思決定および取締役の業務執行の監督に反映していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する審議において、客観的・中立的な立場からの発言・提言を行っていただくことを期待しております。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 岩崎清悟氏は、社外取締役候補者であります。

3. 岩崎清悟氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年10カ月となります。

4. 当社は、岩崎清悟氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

5. 当社は、岩崎清悟氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年3月に同内容で更新する予定であります。当該契約により、被保険者である当社の取締役および執行役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害を填補することとしており、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含め全額会社負担としております。なお、各候補者は、すでに当該保険契約の被保険者となっており、本議案が原案どおり承認可決された場合、引き続き被保険者となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px; background-color: #0056b3; color: white;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> <small>にし かわ せい いち</small> <small>西 川 勢 一</small> (1959年3月21日生)	2000年8月 Clarion do Brasil Ltd. 社長 2009年7月 クラリオン(株)(現フォルシアクラリオン・エレクトロニクス(株))グローバル営業本部アフターマーケット営業部担当部長 2012年4月 同社営業本部海外アフターマーケット営業部長 2013年4月 同社経営推進本部経営企画部担当部長 2018年5月 同社経営戦略本部経営戦略部部長 2019年8月 同社経理財務本部経営管理部担当部長 2020年3月 当社常勤監査等委員である社外取締役(現任)	1,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>西川勢一氏は、フォルシアクラリオン・エレクトロニクス(株)における海外事業およびマーケティングならびに同社の海外関係会社の経営にあたるなど幅広い業務を経験した後、経営戦略・経営管理に携わっており、その豊富な経験と高い見識を活かし、これらを引き続き当社の監査等に反映していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する審議において、客観的・中立的な立場からの発言・提言を行っていただくことを期待しております。</p>			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px; background-color: #0056b3; color: white;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> <small>すぎ もと もと基</small> <small>杉 本 基</small> (1961年8月30日生)	1984年4月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1987年2月 公認会計士登録 1997年4月 杉本会計事務所開設 同所 所長(現任) 2014年5月 当社社外監査役 2016年5月 当社監査等委員である社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] 杉本会計事務所 所長	2,600株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>杉本基氏は、公認会計士・税理士として財務および会計に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、これらを引き続き当社の監査等に反映していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する審議において、客観的・中立的な立場からの発言・提言を行っていただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> 新任 社外 独立 </div> みや いた じつ え 宮 田 逸 江 (1973年12月18日生)	2003年1月 静岡のぞみ法律特許事務所 入所 2011年4月 藤枝のぞみ法律特許事務所開所 同所長 (現任) 2016年4月 静岡県弁護士会副会長 [重要な兼職の状況] 藤枝のぞみ法律特許事務所 所長	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>宮田逸江氏は、弁護士として企業法務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、これらを当社の監査等に反映していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する審議において、客観的・中立的な立場からの発言・提言を行っていただくことを期待しております。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。

3. 西川勢一氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

4. 杉本 基氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって5年10カ月となります。

5. 当社は、西川勢一氏と杉本 基氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、宮田逸江氏につきましても、本議案が原案どおり承認可決された場合には、独立役員として指定する予定であります。

6. 当社は、西川勢一氏と杉本 基氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は両氏の間で当該契約を継続する予定であります。また、宮田逸江氏につきましても、本議案が原案どおり承認可決された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年3月に更新する予定であります。当該契約により、被保険者である当社の取締役および執行役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害を填補することとしており、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含め全額会社負担としております。なお、西川勢一氏および杉本 基氏はすでに当該保険契約の被保険者となっており、本議案が承認可決された場合には、引き続き被保険者となり、宮田逸江氏は、被保険者に含まれることとなります。

【ご参考】 第2号議案および第3号議案の取締役候補者の主な経験等(スキルマトリックス)

当社は、知識・経験・能力等のバランスおよび多様性に配慮して取締役候補者を指名しております。本総会の第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合には、各取締役の主な経験等は以下のとおりとなります。

	氏名	当社における地位	社外独立	性別	指名・報酬委員会 (◎は委員長)	主な知識・経験・能力						
						企業経営	戦略企画	財務会計	法務・コンプライアンス	グローバル	研究開発	営業・マーケティング
第2号議案	佐藤 肇	代表取締役 取締役会長		男性		○	○	○				
	佐藤 衛	代表取締役 取締役社長		男性	◎	○	○	○		○		○
	笹井 康直	常務取締役		男性			○			○		○
	岩崎 清悟	取締役	○	男性	○	○	○	○				○
第3号議案	西川 勢一	取締役 (常勤監査等委員)	○	男性	○		○	○		○		
	杉本 基	取締役 (監査等委員)	○	男性	○			○				
	宮田 逸江	取締役 (監査等委員)	○	女性	○				○			

以上

事業報告

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなか新たな変異株の発生や、半導体をはじめとする部材供給の逼迫や物流の遅延などがありましたが、各国でのワクチン接種の浸透や経済政策が功を奏したことなどにより全般に景気は回復傾向にありました。アジアにおいては中国の景気は総じて堅調に推移し、米国や欧州においても感染症再拡大の影響が懸念されたものの着実に景気の回復が進みました。また、わが国においても一部で弱さがみられたものの景気の回復は続きました。

当社グループの主要関連市場におきましては、主力の工作機械の需要は世界経済の回復に伴い国内、海外ともに急激に増加し、小型プリンターの需要も米国市場を中心に好調に推移しました。

このような状況のなか、当連結会計年度の売上高は、主に工作機械の販売が大幅に増加したことから643億6千万円(前年度比40.9%増)となりました。利益につきましては、売上の大幅な増加などにより営業利益は74億1千5百万円(同241.3%増)、経常利益は77億9千5百万円(同181.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は57億4千万円(同231.5%増)となりました。

当連結会計年度の業績

売上高	643億60百万円	(前年度比 40.9%増)
営業利益	74億15百万円	(前年度比 241.3%増)
経常利益	77億95百万円	(前年度比 181.1%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	57億40百万円	(前年度比 231.5%増)

事業セグメント別の状況は次のとおりであります。

特機事業

売上高

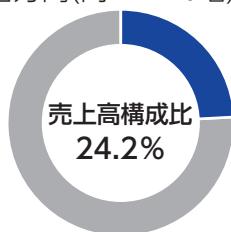
15,569 百万円
(前年度比 32.8%増)

営業利益

2,282 百万円
(前年度比 47.7%増)

小型プリンターでは、部材供給の逼迫や物流の遅延による影響を受けるなか、米国市場は市況の回復に伴いmPOSやフードデリバリー向けの販売が好調に推移したことなどにより売上は大きく増加しました。欧州市場は大口案件を中心に販売は好調に推移し、また、国内市場はmPOS向けの需要が好調に推移したことから売上は大幅に増加しました。

以上の結果、当事業の売上高は155億6千9百万円(前年度比32.8%増)、営業利益は22億8千2百万円(同47.7%増)と大幅な増収増益となりました。



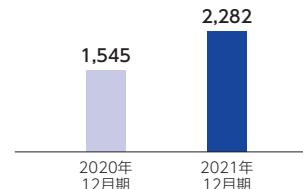
■売上高

(単位:百万円)



■営業利益

(単位:百万円)



工作機械事業

売上高

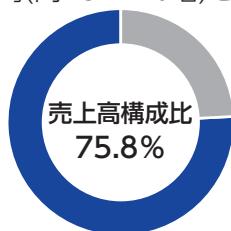
48,790 百万円
(前年度比 43.7%増)

営業利益

6,857 百万円
(前年度比 154.2%増)

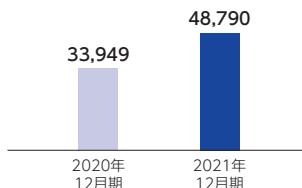
CNC自動旋盤では、米国市場では物流の遅延による影響を受けたものの、経済全体の回復から幅広い業種で好調に推移し、売上は大幅に増加しました。欧州市場では自動車関連を中心に販売は回復し、売上は大きく増加しました。アジア市場では中国における通信関連の好調な販売を維持したことに加え、自動車関連や医療関連などで販売は回復し、売上は大幅に増加しました。国内市場では主力の自動車関連などで販売は好調となり、売上は大きく増加しました。

以上の結果、当事業の売上高は487億9千万円(前年度比43.7%増)、営業利益は68億5千7百万円(同154.2%増)と大幅な増収増益となりました。



■売上高

(単位:百万円)



■営業利益

(単位:百万円)



事業セグメント別売上高

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前 年 度 比	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	増減率(%)
特 機 事 業	11,720	25.7	15,569	24.2	3,849	32.8
工 作 機 械 事 業	33,949	74.3	48,790	75.8	14,840	43.7
合 計	45,670	100.0	64,360	100.0	18,689	40.9

(注) 当社グループは、前連結会計年度において当社の精密部品事業部を廃止したことに伴い事業セグメントの区分を見直し、当連結会計年度より報告セグメントを従来の「特機事業」、「工作機械事業」および「精密部品事業」の3つから、「特機事業」および「工作機械事業」の2つの区分に変更しております。
 なお、前連結会計年度のセグメント情報は、「精密部品事業」に含まれていた金額を「工作機械事業」に含めて開示しております。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額19億2千5百万円であります。その主な内容は、工作機械事業における能力増強用の生産設備のほか、特機事業におけるソフトウェアや金型の更新などであります。

なお、必要資金は自己資金をもって充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

① 基本方針

当社グループは、社会と共に持続的に発展する企業を目指し、社員が自律的に判断し行動するための指針として、以下のとおり企業理念、パーパス(存在意義)、経営方針、行動指針の見直しを行うと同時に、2030年の目指す姿を設定しました。

【企業理念】

企業は永遠に発展させるもの、従業員の生活はたゆまず向上するもの

【パーパス(存在意義)】

世界に挑戦する「偉大な中小企業」として社会の持続的発展に貢献する

【経営方針】

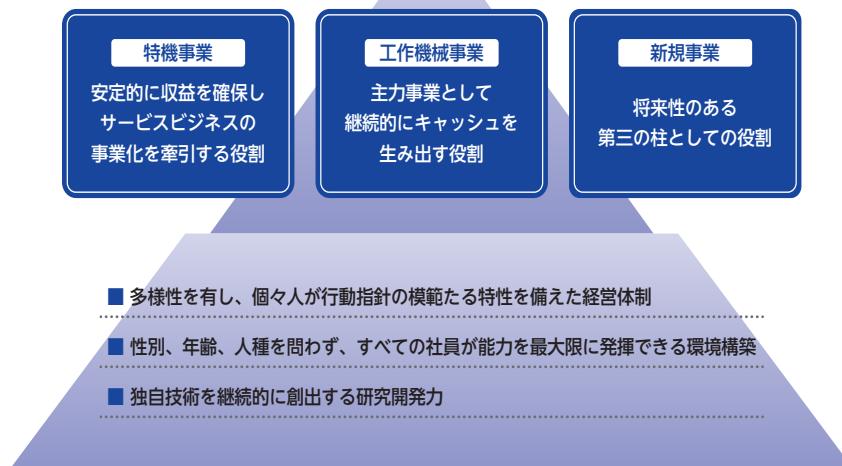
- (1) いたずらに規模を追わず、資本効率と労働生産性を最重要評価指標とする。
- (2) 環境の変化に合わせて新たな価値を継続的に生み出す機能を有する。
- (3) 個々の事業においては常に世界市場を見据え、グローバルニッチを戦略の柱とする。
- (4) 社員がその能力を最大限に発揮することができる環境構築のための投資、および独自技術を追求するための投資は、長期的視野に立ち、事業環境に関わらず継続する。
- (5) 事業を通じて社会と共に永遠に発展する企業を目指す。

【行動指針】

- (1) みずから行動する
自身の仕事に責任と誇りを持ち、主体的に考え、判断し、行動する。
- (2) 学び続ける
志高く、自身と企業の価値向上のため、常に学び続け、成長し続ける。
- (3) 技術にこだわる
社会に新しい価値を提供するため、技術を追求し、技術を磨き続ける。
- (4) 集団としての価値を重視する
仲間を尊重し、力を合わせ、同志的集団として高い生産性を実現する。

【2030年の目指す姿】

理念に基づく経営基盤、人事制度、研究開発力に支えられた
三事業体制により、売上高1,000億円、営業利益200億円を目指す



② 対処すべき課題

2030年の目指す姿の実現に向けて、それまでの9年間を「変革の土台作り」、「変革の推進」、「目指す姿の実現」の3つに区分し、その第1次として2022年12月期から2024年12月期までの3年間を対象とする中期経営計画を策定しました。そのなかで取り組むべき課題は以下のとおりです。

特機事業においては、拡大を続けるmPOSおよびフードデリバリー市場を主戦場とし、プリンターおよび周辺機器のさらなる拡販を図ると同時に、ソフトウェア技術により一層磨きをかけることで顧客に新たな価値を継続的に提供し、店舗運営におけるトータルソリューションプロバイダーとなることを目指します。

工作機械事業においては、旺盛な設備需要に応えるべく、タイ、中国における生産体制の強化を進めると同時に、菊川工場を“人を育て、技術を育て、社会と共に発展するサステナブル工場”と位置付け、大規模リニューアルを進めてまいります。あわせて、ハードウェア技術のさらなる深掘りとソフトウェア技術の導入を推進し、自動盤のトップメーカーとしての地位をより強固なものとすることを目指します。

新規事業への取り組みとしては、M&Aを軸とし、製造DX、店舗DX、物流DXの3領域における探索に注力し、新たなビジネスモデルの構築を目指します。

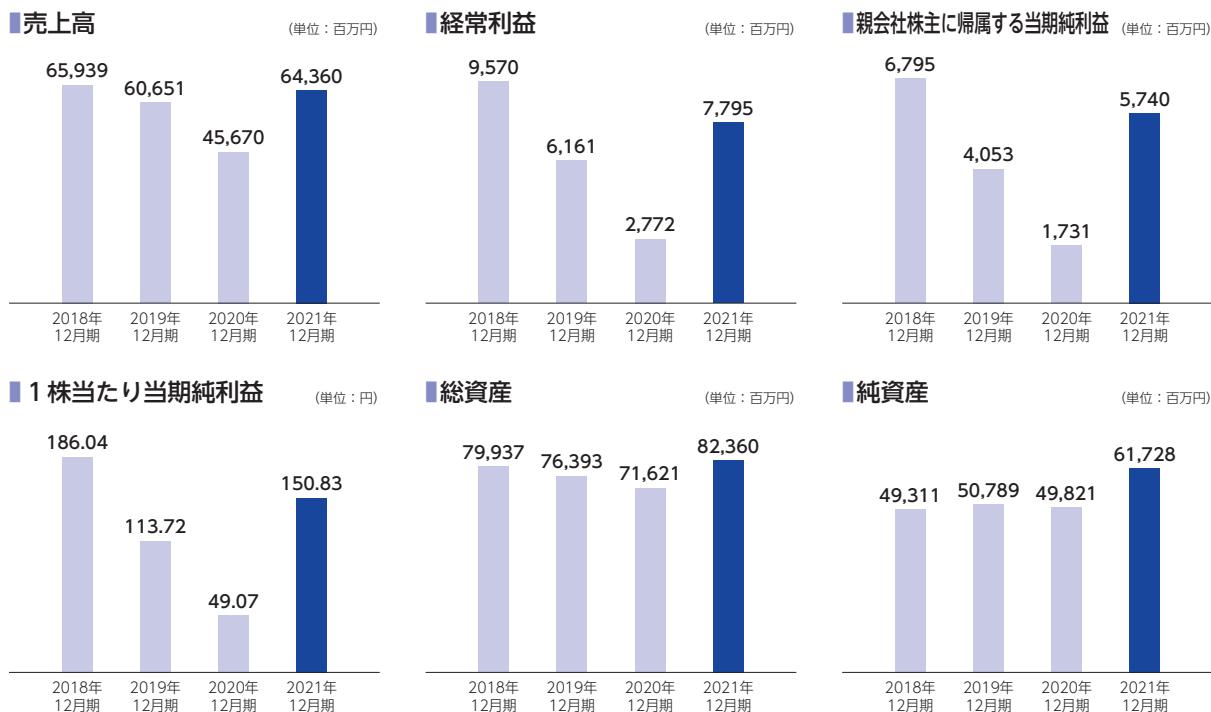
グループ全体としては、経営基盤の強化、社員が能力を最大限に発揮することができる人事制度の構築、および独自技術を継続的に創出する研究開発体制の構築を推進すると同時に、サステナビリティ方針に基づくマテリアリティへの取り組みを積極的に進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	65,939	60,651	45,670	64,360
経常利益 (百万円)	9,570	6,161	2,772	7,795
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,795	4,053	1,731	5,740
1株当たり当期純利益	186円04銭	113円72銭	49円07銭	150円83銭
総資産 (百万円)	79,937	76,393	71,621	82,360
純資産 (百万円)	49,311	50,789	49,821	61,728

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数から期中の平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
2. 2018年12月期は、決算期変更により当社および2月決算であった国内連結子会社は3月1日から12月31日までの10カ月間、12月決算である海外連結子会社は1月1日から12月31日までの12カ月間をそれぞれの連結対象期間としております。



(5) 主要な事業内容(2021年12月31日現在)

当社グループは、特機、工作機械の製造・販売を主な事業としており、各事業の主な製品は次のとおりであります。

区 分	主 な 製 品
特 機 事 業	小型プリンター
工 作 機 械 事 業	CNC自動旋盤等工作機械

(注) 前連結会計年度において当社の精密部品事業部を廃止したことに伴い事業セグメントの区分を見直し、当連結会計年度より報告セグメントを従来の「特機事業」、「工作機械事業」および「精密部品事業」の3つから、「特機事業」および「工作機械事業」の2つの区分に変更しております。これに伴い前連結会計年度まで上記に加えておりました「精密部品事業」は、上記から除いております。

(6) 主要拠点等(2021年12月31日現在)

① 当社

区 分	名 称 ・ 所 在 地
特 機 事 業	本社(静岡県静岡市)
工 作 機 械 事 業	菊川工場(静岡県菊川市)、東京営業所(東京都練馬区)、大阪営業所(大阪府大阪市)、名古屋営業所(愛知県名古屋市)、諏訪営業所(長野県茅野市)
全 社 (共 通)	本社(静岡県静岡市)、品質技術センター(静岡県静岡市)、東京オフィス(東京都港区)

② 子会社

区 分	名 称 ・ 所 在 地
特 機 事 業	販売拠点 スターマーケティングジャパン株式会社(東京都港区) スターマイクロニクス アメリカ・INC(米国) スターマイクロニクス ヨーロッパ・LTD(英国) スターマイクロニクス サウスイースト アジアCo.,LTD(タイ)
	生産拠点 天星精密有限公司(香港)
工 作 機 械 事 業	販売拠点 スター CNC マシンツール Corp.(米国) スターマイクロニクス・AG(スイス) スターマイクロニクス GB・LTD(英国) スターマイクロニクス・GmbH(ドイツ) スターマシンツール フランス・SAS(フランス) 上海星昂機械有限公司(中国) スターマイクロニクス(タイランド) Co.,LTD(タイ)
	生産拠点 スターメタル株式会社(静岡県菊川市) 株式会社ミクロ札幌(北海道石狩市) 斯大精密(大連)有限公司(中国) スターマイクロニクス マニュファクチャリング(タイランド)Co.,LTD(タイ)
全 社 (共 通)	そ の 他 スターアメリカ ホールディング・INC(米国)

(注) 1. 前連結会計年度において当社の精密部品事業部を廃止したことに伴い事業セグメントの区分を見直し、当連結会計年度より報告セグメントを従来の「特機事業」、「工作機械事業」および「精密部品事業」の3つから、「特機事業」および「工作機械事業」の2つの区分に変更しております。これに伴い前連結会計年度まで上記に加えておりました「精密部品事業」は、上記から除き、同事業の生産拠点到記載しておりました株式会社ミクロ札幌(北海道石狩市)は「工作機械事業」の生産拠点到記載しております。

2. 前連結会計年度まで上記に加えておりました精密部品事業の上海星栄精機有限公司(中国)は、当連結会計年度中に清算結了したため、上記から除いております。

(7) 従業員の状況(2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員数

区 分	従業員数(名)	前年度末比増減(名)
特 機 事 業	246	△2
工 作 機 械 事 業	1,214	78
全 社 (共 通)	57	△1
合 計	1,517	75

- (注) 1. 前連結会計年度において当社の精密部品事業部を廃止したことに伴い事業セグメントの区分を見直し、当連結会計年度より報告セグメントを従来の「特機事業」、「工作機械事業」および「精密部品事業」の3つから、「特機事業」および「工作機械事業」の2つの区分に変更しております。これに伴い前連結会計年度まで上記に加えておりました「精密部品事業」は、上記から除いております。
2. 上記従業員数には契約社員等の年間平均雇用人員110名を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
432	△18	42.4	19.2

- (注) 上記従業員数には契約社員等の年間平均雇用人員43名を含んでおりません。

(8) 重要な子会社の状況(2021年12月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
スターマイクロニクス アメリカ・INC	6,000千米ドル	100 (100)	特機製品の販売
スターマイクロニクス ヨーロッパ・LTD	4,600千英ポンド	100	特機製品の販売
スター CNC マシンツール Corp.	1米ドル	100 (100)	工作機械製品の販売
スターマイクロニクス・AG	5,000千スイスフラン	100	工作機械製品の販売
スターマイクロニクス GB・LTD	130千英ポンド	100	工作機械製品の販売
スターマイクロニクス・GmbH	3,901千ユーロ	100	工作機械製品の販売
上海星昂機械有限公司	2,482千人民币	100	工作機械製品の販売
斯大精密(大連)有限公司	67,885千米ドル	100	工作機械製品の製造
スターマイクロニクス マニユファクチュアリング(タイランド)Co.,LTD	400,000千タイバーツ	100	工作機械製品の製造

- (注) 1. 出資比率欄の()は、間接所有割合であります。
2. 連結子会社17社のうち、重要な子会社9社を記載しております。

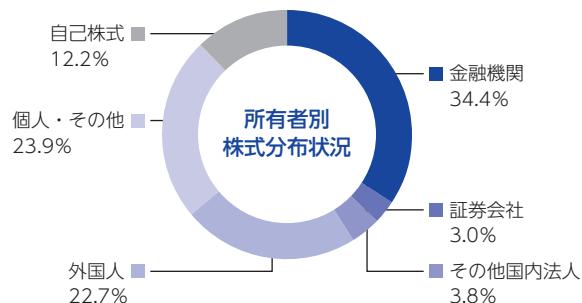
2. 会社の株式に関する事項(2021年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 158,000,000株

(2) 発行済株式総数 44,091,334株
(うち自己株式 5,367,223株)

(注) 自己株式の消却により前年度に比べ
1,000,000株減少しております。

(3) 株主数 10,727名
(前年度末比1,624名増)



(4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,807	15.00
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,381	8.73
株式会社静岡銀行	1,582	4.09
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	822	2.12
株式会社日本カストディ銀行(年金信託口)	763	1.97
鈴木通	618	1.60
ザバンクオブニューヨークメロン 140044	593	1.53
ステートストリートバンクウェストクライアント トリートイー 505234	574	1.48
J P モルガン証券株式会社	567	1.46
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	532	1.37

(注) 1. 当社は、自己株式5,367千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)	27,700	3
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(4)取締役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得について、次のとおり実施しております。
 - ・ 2021年8月23日開催の取締役会決議により取得した自己株式
株式の種類および総数 当社普通株式 1,000,000株
取得価額の総額 1,573,293千円
 - ・ 2021年12月8日開催の取締役会決議により取得した自己株式
株式の種類および総数 当社普通株式 430,100株
取得価額の総額 692,628千円
- ② 会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却について、次のとおり実施しております。
 - ・ 2021年8月23日開催の取締役会決議により消却した自己株式
株式の種類および総数 当社普通株式 1,000,000株
消却価額の総額 1,291,000千円
消却実施日 2021年11月5日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2021年12月31日現在)

① 通常型ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の名称	第10回通常型新株予約権	第11回通常型新株予約権	第12回通常型新株予約権
新株予約権の発行決議日	2016年5月26日	2017年5月25日	2018年5月24日
保 有 人 数	取締役2名	取締役3名	取締役1名
新株予約権の数	107個	250個	70個
新株予約権の目的である株式の種類および数	普通株式10,700株	普通株式 25,000株	普通株式 7,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。		
新株予約権の行使価額	1株当たり1,289円	1株当たり1,830円	1株当たり2,017円
新株予約権の行使期間	2018年6月29日から 2022年6月28日まで	2019年7月1日から 2023年6月30日まで	2020年7月1日から 2025年6月30日まで

新株予約権の名称	第13回通常型新株予約権
新株予約権の発行決議日	2019年3月28日
保 有 人 数	取締役1名
新株予約権の数	70個
新株予約権の目的である株式の種類および数	普通株式 7,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
新株予約権の行使価額	1株当たり1,805円
新株予約権の行使期間	2021年6月1日から 2026年5月31日まで

(注) 1. 社外取締役および監査等委員には、新株予約権を割当てておりません。

2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、執行役員もしくは従業員との地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、定年もしくは任期満了による退任もしくは退職または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 新株予約権の質入れ、その他一切の処分はこれを認めない。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

② 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の名称	第1回株式報酬型新株予約権	第2回株式報酬型新株予約権	第3回株式報酬型新株予約権
新株予約権の発行決議日	2014年5月22日	2015年5月28日	2016年5月26日
保 有 人 数	取締役2名	取締役2名	取締役2名
新株予約権の数	155個	104個	184個
新株予約権の目的である株式の種類および数	普通株式 15,500株	普通株式 10,400株	普通株式18,400株
新株予約権の払込金額	1株当たり1,209円	1株当たり1,995円	1株当たり988円
新株予約権の行使価額	1株当たり1円		
新株予約権の行使期間	2014年6月9日から 2044年6月8日まで	2015年6月15日から 2045年6月14日まで	2016年6月13日から 2046年6月12日まで

新株予約権の名称	第4回株式報酬型新株予約権	第5回株式報酬型新株予約権	第6回株式報酬型新株予約権
新株予約権の発行決議日	2017年5月25日	2018年5月24日	2019年3月28日
保 有 人 数	取締役2名	取締役2名	取締役2名
新株予約権の数	163個	172個	302個
新株予約権の目的である株式の種類および数	普通株式 16,300株	普通株式 17,200株	普通株式 30,200株
新株予約権の払込金額	1株当たり1,384円	1株当たり1,644円	1株当たり1,608円
新株予約権の行使価額	1株当たり1円		
新株予約権の行使期間	2017年6月12日から 2047年6月11日まで	2018年6月11日から 2048年6月10日まで	2019年4月15日から 2049年4月14日まで

新株予約権の名称	第7回株式報酬型新株予約権
新株予約権の発行決議日	2020年3月26日
保 有 人 数	取締役3名
新株予約権の数	455個
新株予約権の目的である株式の種類および数	普通株式 45,500株
新株予約権の払込金額	1株当たり866円
新株予約権の行使価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2020年4月13日から 2050年4月12日まで

- (注) 1. 社外取締役および監査等委員には、新株予約権を割当てておりません。
2. 新株予約権者は、新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺しております。
3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日(10日目当社が当社の休業日に当たる場合には翌営業日)までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとする。権利承継者は、上記(1)にかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過するまでの間かつ行使期間内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

① 通常型ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の名称	第15回通常型新株予約権	
新株予約権の発行決議日	2021年3月25日	
新株予約権の数	1,410個	
新株予約権の目的である株式の種類および数	普通株式 141,000株	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。	
新株予約権の行使価額	1株当たり1,720円	
新株予約権の行使期間	2023年6月1日から2028年5月31日まで	
交付状況	執行役員	新株予約権の数 410個 目的である株式の数 41,000株 交付者数 5名
	従業員	新株予約権の数 480個 目的である株式の数 48,000株 交付者数 16名
	連結子会社取締役	新株予約権の数 520個 目的である株式の数 52,000株 交付者数 8名

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、定年もしくは任期満了による退任もしくは退職または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分はこれを認めない。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2021年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 取締役会長	佐 藤 肇	
代表取締役 取締役社長	佐 藤 衛	
常務取締役	笹 井 康 直	
取 締 役	岩 崎 清 悟	静岡ガス株式会社 特別顧問 株式会社村上開明堂 社外取締役 芝浦機械株式会社 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	西 川 勢 一	
取 締 役 (監査等委員)	洞 江 秀	弁護士(洞江法律事務所 所長)
取 締 役 (監査等委員)	杉 本 基	公認会計士・税理士(杉本会計事務所 所長)

(注) 1. 2021年1月1日付で取締役笹井康直氏の地位および担当が、常務取締役機械事業部長から常務取締役に変更となりました。

2. 取締役岩崎清悟氏が特別顧問を務める静岡ガス株式会社ならびに社外取締役を務める株式会社村上開明堂および芝浦機械株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
3. 監査等委員会による監査の実効性を高めるため、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人および内部監査部門との連携を図るべく、西川勢一氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 取締役(常勤監査等委員)西川勢一氏は、クラリオン株式会社(現 フォルシアクラリオン・エレクトロニクス株式会社)の海外関係会社の経営にあたるなど幅広い業務を経験した後、経営戦略・経営管理に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員)洞江 秀氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。なお、同氏が所長を務める洞江法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。
6. 取締役(監査等委員)杉本 基氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、同氏が所長を務める杉本会計事務所と当社との間には、特別の関係はありません。
7. 取締役岩崎清悟、取締役(監査等委員)西川勢一、洞江 秀、杉本 基の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

8. 当社は執行役員制度を導入しております。2022年1月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

氏名	担当および重要な兼職の状況
佐藤誠悟	上席執行役員 管理本部長兼同本部総務人事部長
寺尾和芳	執行役員 特機事業部長 スターマイクロニクス アメリカ・INC 取締役社長 スターマイクロニクス ヨーロッパ・LTD 取締役社長
増田文雄	執行役員 機械事業部長 斯大精密(大連)有限公司 董事長 スター CNC マシンツール Corp. 取締役社長 スターマイクロニクス・AG 取締役社長 スターマイクロニクス GB・LTD 取締役社長 スターマイクロニクス・GmbH 取締役 上海星昂機械有限公司 董事長 スターマイクロニクス マニュファクチャリング(タイランド)Co.,LTD 代表取締役
花田昌武	執行役員 管理本部経理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役および執行役員の全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約更新しております。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			人数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	196 (6)	122 (6)	30 (-)	43 (-)	4 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	19 (19)	19 (19)	- (-)	- (-)	3 (3)
計 (うち社外取締役)	215 (25)	141 (25)	30 (-)	43 (-)	7 (4)

- (注) 1. 上記の非金銭報酬等の額には、当事業年度に費用計上したストック・オプション報酬(株式報酬型ストック・オプションおよび通常型ストック・オプション)10百万円および譲渡制限付株式報酬額33百万円を含んでおります。なお、2021年3月25日開催の第96期定時株主総会決議において、株式報酬型ストック・オプションは廃止しております。
2. 上記の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まれておりません。
 3. 当社は業績連動報酬等として取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対して取締役賞与を支給しております。取締役賞与に係る業績指標は、業績向上のインセンティブとして機能するよう親会社株主に帰属する当期純利益としており、当事業年度における実績は「1.(4)財産および損益の状況の推移」に記載のとおりであります。なお、上記の業績連動報酬等の額は当事業年度に費用計上した額であります。
 4. 上記の非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権および株式であり、その内容および交付状況は、「4.(4)②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のほか、「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」および「3.会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。
 5. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額につきましては、2016年5月26日開催の第91期定時株主総会において、基本報酬額と取締役賞与額とを合わせた額を年額3億円以内(うち社外取締役分は年額2千万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名(うち社外取締役1名)です。また、これらとは別に、2021年3月25日開催の第96期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する通常型ストック・オプション報酬額を年額2千万円以内、譲渡制限付株式付与のための報酬額を年額8千万円以内とそれぞれ決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の員数は3名です。
 6. 監査等委員である取締役の報酬額につきましては、2016年5月26日開催の第91期定時株主総会において、年額3千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
 7. 上記のほか、2007年5月24日開催の第82期定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給として、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)1名に対し総額55百万円を、当該取締役の退任時に支給いたします。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当該方針は、任意の指名・報酬委員会(委員の過半数は独立社外取締役)へ諮問し、その答申を踏まえたくうえで取締役会にて決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

- a. 基本報酬に関する方針
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬については、月額固定報酬とし、役員ごとに設定した月額報酬テーブルに基づき、会社業績に応じて取締役会の決議により決定し、取締役賞与と合わせて年額3億円以内(うち社外取締役は年額2千万円以内)の範囲で各取締役に支給します。
- b. 業績連動報酬等に関する方針
業績連動報酬等については、業績向上のインセンティブとして機能するよう、親会社株主に帰属する当期純利益に会社で決定する支給率を乗じ総額を決定のうえ、役員ごとのポイントに応じて取締役会が定めた算定方法に基づき取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の個別支給額を算出し、取締役賞与として毎年、一定の時期に支給します。
- c. 非金銭報酬等に関する方針
非金銭報酬等については、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対し、中期インセンティブである通常型ストック・オプションを年額2千万円以内の範囲で取締役会の決議により役員に応じ割当てすることとしております。また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として長期インセンティブとして譲渡制限付株式を年額8千万円以内の範囲で取締役会の決議により役員に応じ割当てすることとしております。
- d. 報酬等の割合に関する方針
基本報酬、取締役賞与、株式報酬(通常型ストック・オプションおよび譲渡制限付株式)の額は、それぞれ業績、役員および株価により変動しますが、これらを組み合わせることで取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する業績向上のインセンティブとして機能するよう、適切な割合とします。
- e. 上記のほか報酬等の決定に関する事項
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等については、指名・報酬委員会への諮問を経たうえで、取締役会において、基本報酬の具体的な金額、取締役賞与の算定方法および株式報酬の個人別の割当株式数を決議するものとします。なお、監査等委員である取締役の基本報酬については、年額3千万円以内の範囲において、監査等委員の協議により各監査等委員の支給額を決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 お よ び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 対 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
社 外 取 締 役	岩 崎 清 悟	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、主に企業経営者としての見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する審議において、発言・提言を積極的に行っております。
社 外 取 締 役 (常勤監査等委員)	西 川 勢 一	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに、また監査等委員会9回のすべてに出席しているほか、その他の重要会議にも出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する審議において、発言・提言を積極的に行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	洞 江 秀	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに、また監査等委員会9回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する審議において、発言・提言を積極的に行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	杉 本 基	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに、また監査等委員会9回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する審議において、発言・提言を積極的に行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

区 分	支払額(百万円)
① 当事業年度に係る報酬等の額	46
② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

- (注) 1. 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分することができないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、新収益認識基準の適用に関する助言・指導についての対価を支払っています。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をしております。
4. 当社の重要な子会社のうち、スターマイクロニクス ヨーロッパ・LTD、スターマイクロニクス・AG、スターマイクロニクス・GmbH、上海星昂機械有限公司、斯大精密(大連)有限公司およびスターマイクロニクス マニュファクチャリング(タイランド) Co.,LTDは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

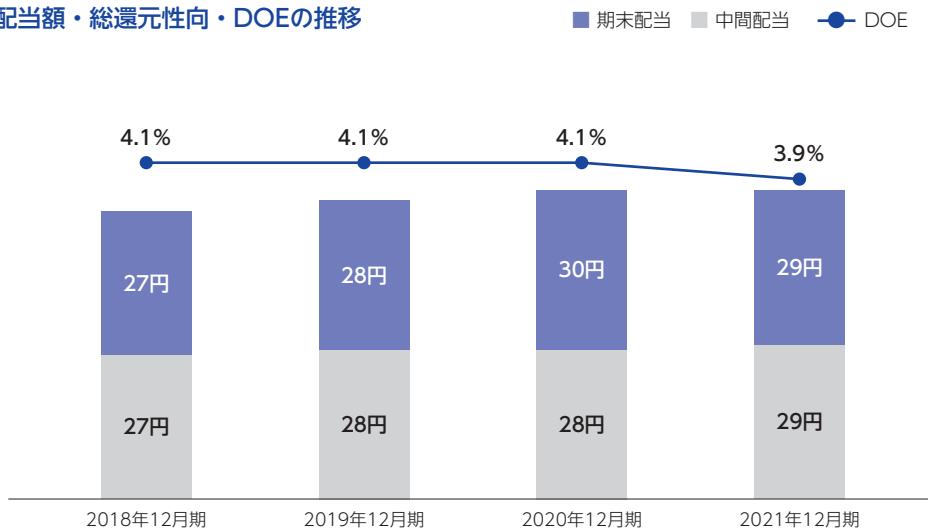
当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な施策のひとつとして位置付けており、自己株式の取得を含む連結総還元性向50%以上を基準にDOE(連結株主資本配当率)を勘案しながら実施していくことを基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、1株につき29円といたしました。これにより、年間の配当金は中間配当の29円と合わせて1株につき58円となります。

また、当社は2022年2月に策定した中期経営計画において、株主還元方針については安定配当として1株につき年間60円以上を基本に自己株式の取得を含めた連結総還元性向50%以上を目標とし、次事業年度より実施することといたしました。

なお、内部留保資金につきましては、企業価値と株主利益の向上を目指し、持続的な成長に向けて将来の成長分野への投資などに活用してまいります。

1株当たり配当額・総還元性向・DOEの推移



年間配当	54円	56円	58円	58円
総還元性向	55.2%	73.8%	118.2%	79.3%

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	65,706,710	流動負債	19,504,343
現金及び預金	27,575,626	支払手形及び買掛金	8,151,499
受取手形及び売掛金	18,553,333	電子記録債務	3,816,185
商品及び製品	9,558,322	リース債務	27,547
仕掛品	4,620,202	未払法人税等	811,083
原材料及び貯蔵品	3,644,476	賞与引当金	1,100,165
その他	1,891,617	その他	5,597,862
貸倒引当金	△136,868	固定負債	1,128,017
固定資産	16,653,847	リース債務	53,697
有形固定資産	14,309,087	退職給付に係る負債	130,198
建物及び構築物	7,507,511	その他	944,121
機械装置及び運搬具	2,462,171	負債合計	20,632,360
工具、器具及び備品	1,073,662	(純資産の部)	
土地	1,892,487	株主資本	61,323,380
リース資産	74,083	資本金	12,721,939
建設仮勘定	175,143	資本剰余金	13,854,202
その他	1,124,027	利益剰余金	41,814,173
無形固定資産	415,966	自己株式	△7,066,934
その他	415,966	その他の包括利益累計額	△269,210
投資その他の資産	1,928,793	その他有価証券評価差額金	84,406
投資有価証券	946,639	為替換算調整勘定	△830,454
繰延税金資産	598,718	退職給付に係る調整累計額	476,837
その他	383,435	新株予約権	420,462
資産合計	82,360,558	非支配株主持分	253,566
		純資産合計	61,728,198
		負債純資産合計	82,360,558

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
売上高	64,360,079
売上原価	41,756,393
売上総利益	22,603,686
販売費及び一般管理費	15,188,197
営業利益	7,415,488
営業外収益	
受取利息	158,579
新株予約権戻入益	54,131
受取賃貸料	40,876
雑収入	204,389
営業外費用	
支払利息	18,767
支払手数料	10,213
投資有価証券評価損	22,700
為替差損	1,981
雑損失	24,470
経常利益	7,795,332
特別利益	
固定資産売却益	19,645
関係会社清算益	164,861
特別損失	
固定資産処分損	15,854
税金等調整前当期純利益	7,963,984
法人税、住民税及び事業税	2,061,298
法人税等調整額	112,219
当期純利益	5,790,466
非支配株主に帰属する当期純利益	50,373
親会社株主に帰属する当期純利益	5,740,092

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年1月1日残高	12,721,939	13,058,502	38,297,686	△12,076,639	52,001,489
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,223,605		△2,223,605
親会社株主に帰属する当期純利益			5,740,092		5,740,092
自己株式の取得				△2,266,646	△2,266,646
自己株式の処分		15,826		56,224	72,050
転換社債型新株予約権付社債の転換		2,070,873		5,929,126	8,000,000
自己株式の消却		△1,291,000		1,291,000	-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	795,699	3,516,486	5,009,704	9,321,891
2021年12月31日残高	12,721,939	13,854,202	41,814,173	△7,066,934	61,323,380

	その他の包括利益累計額				新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2021年1月1日残高	27,210	△3,352,302	163,982	△3,161,109	428,914	552,672	49,821,965
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,223,605
親会社株主に帰属する当期純利益							5,740,092
自己株式の取得							△2,266,646
自己株式の処分							72,050
転換社債型新株予約権付社債の転換							8,000,000
自己株式の消却							-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	57,196	2,521,848	312,854	2,891,898	△8,451	△299,105	2,584,341
連結会計年度中の変動額合計	57,196	2,521,848	312,854	2,891,898	△8,451	△299,105	11,906,232
2021年12月31日残高	84,406	△830,454	476,837	△269,210	420,462	253,566	61,728,198

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,946,443	流動負債	12,687,490
現金及び預金	8,737,028	電子記録債	3,816,185
受取手形	192,694	買掛金	6,394,852
売掛金	9,023,990	リース債	27,547
商品及び製品	4,865,073	未払	607,895
仕掛品	2,476,616	未払費用	381,971
原材料及び貯蔵品	1,386,078	未払法人税等	339,400
前払費用	55,142	前受り	23,728
短期貸付金	96,040	前受り	165,023
未収入金	4,768,134	前受り	5,703
その他の金	345,867	賞与引当金	844,106
貸倒引当金	△223	その他の	81,075
固定資産	24,329,308	固定負債	848,673
有形固定資産	8,525,477	リース債	53,697
建物	4,697,390	退職給付引当金	719,772
構築物	208,583	その他の	75,204
機械及び装置	1,011,557	負債合計	13,536,164
車両運搬具	14,648	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	461,006	株主資本	42,234,719
土地	2,023,645	資本金	12,721,939
リース資産	74,083	資本剰余金	13,854,202
建設仮勘定	34,562	資本準備金	3,876,517
無形固定資産	378,551	その他資本剰余金	9,977,685
ソフトウェア	364,604	利益剰余金	22,725,511
その他の無形固定資産	13,946	利益準備金	764,216
投資その他の資産	15,425,279	その他利益剰余金	21,961,295
投資有価証券	684,029	固定資産圧縮積立金	32,292
関係会社株式	3,750,021	特別償却準備金	1,934
関係会社出資金	9,518,504	繰越利益剰余金	21,927,068
繰延税金資産	1,278,787	自己株式	△7,066,934
その他の	193,937	評価・換算差額等	84,406
資産合計	56,275,751	その他有価証券評価差額金	84,406
		新株予約権	420,462
		純資産合計	42,739,587
		負債純資産合計	56,275,751

損益計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
売上高	34,087,014
売上原価	24,715,781
売上総利益	9,371,232
販売費及び一般管理費	7,565,001
営業利益	1,806,231
営業外収益	
受取利息	10,875
有価証券利息	11,194
受取配当金	2,609,009
雑収入	287,835
営業外費用	
支払利息	1,918
投資有価証券評価損	22,700
為替差損	27,649
雑損	87,402
経常利益	4,585,477
特別利益	
固定資産売却益	14,886
関係会社清算益	413,442
特別損失	
固定資産処分損	12,529
税引前当期純利益	5,001,276
法人税、住民税及び事業税	425,000
法人税等調整額	264,374
当期純利益	4,311,902

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 計		そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	
					固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金			
2021年1月1日残高	12,721,939	3,876,517	9,181,985	13,058,502	764,216	33,002	13,538	19,826,458	20,637,215
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△2,223,605	△2,223,605
当期純利益								4,311,902	4,311,902
固定資産圧縮積立金の取崩						△709		709	-
特別償却準備金の取崩							△11,604	11,604	-
自己株式の取得									
自己株式の処分			15,826	15,826					
転換社債型新株予約権付社債の転換			2,070,873	2,070,873					
自己株式の消却			△1,291,000	△1,291,000					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	795,699	795,699	-	△709	△11,604	2,100,609	2,088,296
2021年12月31日残高	12,721,939	3,876,517	9,977,685	13,854,202	764,216	32,292	1,934	21,927,068	22,725,511

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 計	評価・換算 差 額 等 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
2021年1月1日残高	△12,076,639	34,341,018	27,210	428,914	34,797,143
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△2,223,605			△2,223,605
当期純利益		4,311,902			4,311,902
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
特別償却準備金の取崩		-			-
自己株式の取得	△2,266,646	△2,266,646			△2,266,646
自己株式の処分	56,224	72,050			72,050
転換社債型新株予約権付社債の転換	5,929,126	8,000,000			8,000,000
自己株式の消却	1,291,000	-			-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			57,196	△8,451	48,744
事業年度中の変動額合計	5,009,704	7,893,700	57,196	△8,451	7,942,444
2021年12月31日残高	△7,066,934	42,234,719	84,406	420,462	42,739,587

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

スター精密株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒井博康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 聖

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スター精密株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スター精密株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

スター精密株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒井博康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 聖

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スター精密株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会等)に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月22日

スター精密株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 西 川 勢 一 ㊞

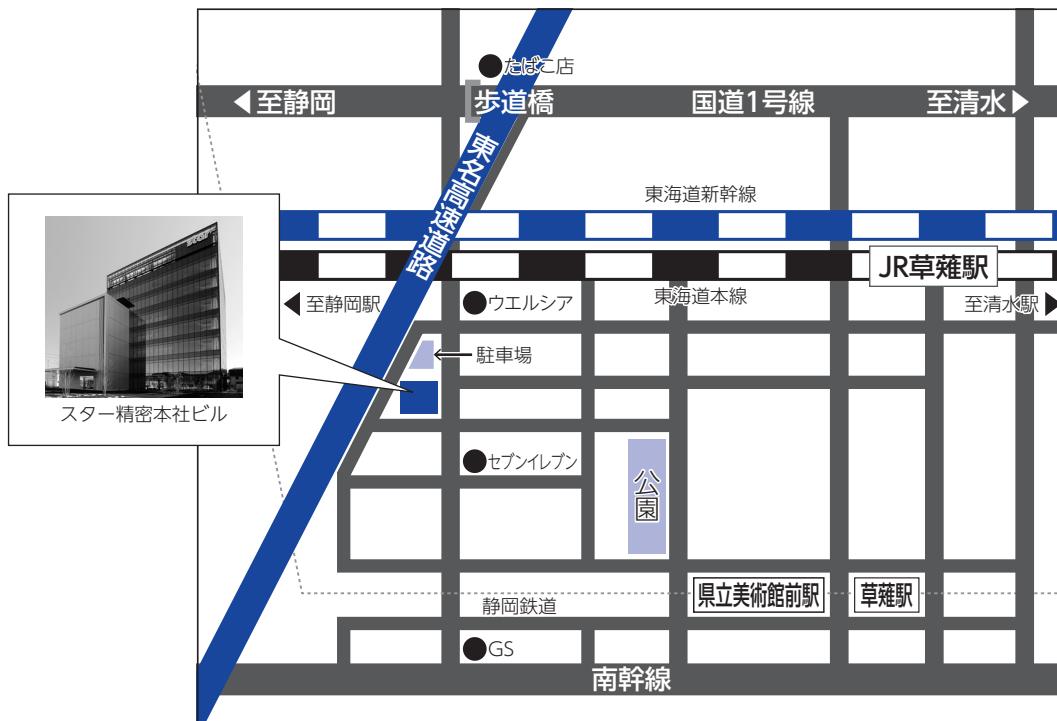
監 査 等 委 員 洞 江 秀 ㊞

監 査 等 委 員 杉 本 基 ㊞

(注) 常勤監査等委員西川勢一、監査等委員洞江秀、監査等委員杉本基の3名は、いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場／静岡県静岡市駿河区中吉田20番10号 当社本社会議室 TEL.054-263-1111

交通アクセス

- JR東海（東海道新幹線）静岡駅下車 タクシー約15分
- JR東海（東海道本線）草薙駅下車 徒歩約15分／タクシー約5分
- 静岡鉄道 県立美術館前駅下車 徒歩約5分

昨年より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

